

令和2年
第6回南九州市農業委員会 総会議事録

1. 日 時 令和2年6月29日（月） 午後2時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館（大会議室）

3. 出席委員（ 19人）

会長	1番	寶代 行廣			
会長職務代理	2番	今市 範男			
委員	3番	栗ヶ窪 和治	4番	下之門 信洋	5番 宮原 耕一
	6番	東 鈴子	8番	君野 潤二	
	9番	松村 孝徳	10番	吉崎 久男	11番 菊永 多佳子
	12番	宮原 俊郎	13番	徳永 映子	14番 松永 正美
	15番	東垂水 勝秀	16番	永山 明美	17番 梶山 俊孝
	18番	栢木 いさ子	19番	大隣 初美	20番 月野 貴大

4. 欠席委員（ 1人） 7番 田中 司

5. 議 題

- 開会の宣告
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 議案審議に係る通知事案について
- 日程第4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日程第5 議案第39号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定について
- 日程第6 議案第40号 農地法第3条許可申請に対する許可について
- 日程第7 議案第41号 農地法第4条許可申請に対する許可について
- 日程第8 議案第42号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日程第9 議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第10 議案第44号 非農地証明願いについて
- 日程第11 その他

- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志
農政係長 蔵元 善兼 係員 中村 信介, 松村 建夫
農地係長 福永 正司

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたので御起立願います。
「一同 礼」
御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。田中委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。これより令和 2 年第 6 回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 108 頁を御覧いただきたいと思ひます。（諸般の報告を行う。）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告を行う。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、19番 大隣委員、20番 月野委員を指名し、会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日6月29日の1日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画並びに議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約案件について説明いたします。

4号をお開きください。

農地法第18条第6項の規定による通知事案ですが、3件の合意解約がなされました。賃貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの3件です。

地目の内訳は田1筆、畑2筆の4,608 m²で、3地域それぞれ1件ずつです。

続きまして5号からになります。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が34件ございました。賃貸人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申し入れです。貸人主導によるもの24件、借人主導によるもの10件となっております。

地目の内訳は田9筆 5,149 m²、畑52筆 70,217 m²の合計61筆 75,366 m²で、地域別では穎娃5件、知覧14件、川辺15件です。

説明を終わります。御審議方よろしくお願ひします。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第4 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 資料は11頁から17頁で、今回は新規認定7件、再認定10件であります。一覧表は12頁、新規認定個別表は、13頁になります。

まず、整理番号1、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん・〇〇さんです。

これまで母豚85頭と水稻30aの経営を行ってきましたが、今後は家畜事故率を低下させることや、いち母豚あたりの出荷頭数を増やすことで、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、個体管理の徹底や飼養環境を向上させるとともに、補助事業を活用し施設の整備を行う考えです。

次に、整理番号2、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで葉タバコ330a、加工用・原料用甘しょ550a、人参50aの経営を行ってきましたが、今後は経営規模拡大により経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農地の連担化や各種研修会への参加により複式簿記を習得し、併せて農業機械等の更新を行う考えです。

次に、整理番号3、颯娃町〇〇の〇〇〇〇です。

これまで原料用甘しょ600aを中心に、キャベツ、人参等の経営を行ってきましたが、今後は加工用・青果用甘しょを規模拡大することにより、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の斡旋や各種研修会への参加により栽培技術と経営管理の向上に努め、併せて制度資金を活用し施設の整備を行う考えです。

次に、整理番号4、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、〇〇さんです。

これまで原料用甘しょ950a、キャベツ500a、ばれいしょ50aの経営を行ってきましたが、今後は低コスト生産を目指し、経営の安定と省力化に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による農地の斡旋や各種研修会への参加により栽培技術と経営管理の向上に努め、併せて制度資金を活用し農業機械の更新を行う考えです。

次に、整理番号5、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

これまで茶295aの経営を行ってきましたが、今後は改植事業に取り組み、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農地の集約化や農業委員会による農地の幹旋、また、各種研修会への参加により栽培技術と経営管理の向上に努め、併せて制度資金を活用し農業機械の更新を行う考えです。

次に、整理番号6，知覧町〇〇の〇〇〇〇です。

これまで茶 311 a の経営を行ってきましたが、今後は規模拡大により、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、農地の集約化や農業委員会による農地の幹旋、また、各種研修会への参加により栽培技術と経営管理の向上に努め、併せて制度資金を活用し施設等の整備を行う考えです。

次に、整理番号7，知覧町〇〇の〇〇〇〇です。

現在、ブロイラー7,800羽の経営を行ってきましたが、今後は21,600羽まで規模拡大し、経営の安定に努めたい考えです。

経営改善目標を達成するために、直売所を広げることで販路を増やしたり、制度資金を活用し農業機械等の整備を行う考えです。

なお、再認定10件の個別表は、資料の16頁になりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第39号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。まず、栗ヶ窪委員お願いします。

栗ヶ窪
委員

審議番号1番です。

申請人は、東京都〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇，畑5,598㎡で、〇〇〇の南側に位置します。

申請人は、耕作予定がない土地を有効利用するため、申請地にパネル360枚、発電出力118.8kW（キロワット）の太陽光発電設備を設置しようとするもので、農用地区域から除外するものです。

申請地は本年2月総会において原野として非農地証明交付決定審議済であります。

土地の一部利用であることから土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

なお、残地部については今後、有効利用策を検討するとの事でした。

議長 次に、宮原耕一委員お願いします。

宮原耕一
委員

審議番号2番です。

申請人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 他1筆、山林402㎡、畑125㎡で、〇〇自治会の南側に位置します。

申請人は、申請地西隣の山林に太陽光発電設備を設置しており、施設の維持管理のため、パネル下部敷設（フェツ）用の資材置場、資材運搬車両の通路及び駐車場を確保するもので、農用地区域から除外するものです。

土砂流出、雨水、日照・通風等については周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 次に、今市委員お願いします。

今市委員

審議番号3番です。

申請人は、大島郡〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇 他1筆、畑1,824㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、申請地近隣で牛400頭を飼養しており、既存堆肥舎1棟では処理しきれないことから、申請地を譲り受けて、堆肥舎を建築しようとするもので、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

日照・通風等については緩衝地を設けるので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しましたが、表土と雨水について、北側道路への泥水流出防止対策と乗入傾斜部のコンクリート打設等を要請しました。

続きまして、審議番号4番です。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番 他1筆、田1,101㎡の内499㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を父から譲り受けて、一般住宅を建築しようとするもので、農用地区域

から除外するものです。

土砂流出，雨水，汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

なお，分筆後の残農地部への進入路の確保を要請しました。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

農振除外につきましては，代替地の有無，農地の集団化・農作業効率化への影響，用排水施設の機能低下，土地改良事業完了からの経過年数等について検討することになっております。

審議番号1番につきましては，代替地を検討したが適地が見つからず，農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障なし，排水路の機能低下なし，土地改良事業未実施地区であることから，除外はやむを得ないと判断されます。

審議番号2番につきましては，代替地を検討したが適地が見つからず，農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障なし，排水路はなく，土地改良事業完了から8年以上経過していることから，除外はやむを得ないと判断されます。

審議番号3番につきましては，養畜の業務のため必要な施設であることから，妥当な変更であると判断されます。

審議番号4番につきましては，代替地を検討したが適地が見つからず，農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障なし，用排水路の機能低下なし，土地改良事業完了から8年以上経過していることから，除外はやむを得ないと判断されます。

なお，審議番号3番と4番につきましては，同時に5条転用許可申請がなされております。

説明を終わります。

議 長 只今，現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について，審議をお願いします。

議 長 質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 39 号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 6 議案第 40 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請について説明いたします。34 号から 36 号になります。

今回の申請は所有権移転 7 件です。譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他の申請です。

内訳は、畑 11 筆 24,456 m²、牧場 20 筆 73,818 m²の合計 31 筆 98,274 m²で、理由につきましては、規模拡大 4 件、相手方の要望 1 件、受贈 2 件となっています。

取引価格につきましては、10a あたり 399,000 円から 626,000 円で売買される予定です。

穎娃地域 3 件、知覧地域 3 件、川辺地域 1 件でございます。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、37 号～40 号の調査書、営農計画書のとおりでございます。

以上の案件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

説明を終わります。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 40 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第7 議案第41号 農地法第4条許可申請に対する許可についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員から御報告をお願いします。まず大隣委員をお願いします。

大隣委員 審議番号1番です。

申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇 他1筆、畑1,112㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、規模拡大及び機械化を進めるため、平成15年に許可を得ないまま、申請地に農機具倉庫、農産物貯蔵庫を建て、農産物運搬用の大型トラックの駐車場を整備していたものであり、今回、追認で許可を得ようとするものです。

土砂流出、雨水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 次に、今市委員をお願いします。

今市委員 審議番号2番です。

申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇〇〇番〇，畑404㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に実家住まいであり、実家が手狭であることから、申請地である実家隣に一般住宅を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認していますので適当であると判断されます。

なお、関係行政庁の許認可等は、必要ありません。

審議番号1番の立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

今回、農業委員からの指摘により追認で許可を得ようとすることから始末書が提出されています。

審議番号2番の立地基準につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第41号 農地法第4条許可申請に対する許可については、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって議案第41号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第8 議案第42号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって、所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。まず栗ヶ窪委員をお願いします。

栗ヶ窪委員

審議番号1番です。

譲受人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、颯娃町〇〇〇〇番〇，畑760㎡の内453㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、現在居住している住宅が老朽化していることから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号2番です。

譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他2名です。

申請地は、穎娃町〇〇〇〇番〇，畑751㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に実家住まいであり、実家が手狭であることから、申請地を譲り受けて、一般住宅及び倉庫・車庫を建築しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、大隣委員お願いします。

大隣委員 審議番号3番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑954㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は現在、市内に借家住まいであり、借家が手狭であることから、申請地を父から譲り受けて、農家住宅を建築しようとするものです。

申請地の一画200㎡未満の部分には、現所有者である父が建てた転用許可不要の倉庫・作業場があります。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、宮原耕一委員お願いします。

宮原耕一
委 員 審議番号4番です。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、福岡市〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、知覧町〇〇〇〇番〇，畑950㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、〇〇〇の役員であり、既存のグループホーム1ヶ所の老朽化により事業に支障をきたしていることから、申請地を譲り受けて、障害者グル

ープホーム、駐車場を整備し、〇〇〇に賃貸しようとするものです。

土砂流出、雨水、汚水・生活雑排水や日照・通風等については周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、今市委員お願いします。

今市委員 審議番号5番です。

譲受人は、先ほどの用途区分変更と同じく 大島郡〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど用途区分変更で報告しましたので省略します。

続きまして、審議番号6番です。

譲受人は、先ほどの農振除外と同じく、川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性につきましては、申請時の添付書類により確認していますので適当であると判断されます。

なお、関係行政庁の許認可等は、必要ありません。

審議番号1番の立地基準につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、第3種農地の『都市計画用途地域内農地』に区分されます。

審議番号2番と3番の立地基準につきましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。代替地を検討したが適地が見つからなかったとのことです。

なお、審議番号2番につきましては、一般住宅で申請面積が500㎡を超えていますが、区画が歪（化つ）なうえに、南東側の崖上制限部分、北西側と北東側の緩衝地部分、敷地中央の既存法面部分を除く有効面積が548㎡であり、敷地への進入口の確保と今回併せて倉庫・車庫を建築することから必要

な面積である旨の理由書が提出されています。

審議番号4番の立地基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に医療機関、公共施設が存する農地であることから、第2種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。代替地を検討したが適地が見つからなかったとのことです。

なお、申請人は〇〇〇の役員であり、申請地を譲り受けて、障害者グループホーム、駐車場を整備し、〇〇〇に賃貸しようとするものであることから、その旨の念書が提出されています。

審議番号5番の立地基準につきましては、用途区分変更後は農用地区域内農地の『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号6番の立地基準につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、良好な営農条件を備えている農地であることから、農振除外後は第1種農地に区分されますが、概ね50m以内に3戸以上の住宅があるため、第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

審議番号5番につきましては農用地区域内農地、審議番号6番につきましては第1種農地に区分されるため、農振変更認可見込み後に県常設審議委員会への意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

吉崎委員 審議番号6番について、2筆になった理由は何ですか。

農地係長 資料の72ページをお願いします。まず、左側は3m残していますが、これは残農地への乗り入れ口で残しています。右側は11mありますが、北側は間知ブロックを積んでいます。高さも3mくらい、ガードレールもあり、東側に寄せるのは厳しいです。あと、東側に既設の排水路があり幅2m、高さ2mあります。宅地造成するのに1.5mくらいあげるので、宅地予定箇所から側溝の底盤まで3m以上の高低差が出るので、できるだけ西側に寄せたところですよ。

議 長 ほかにありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。
議案第 42 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。
よって議案第 42 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 9 議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長

それでは、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。

77 号から 96 号の「賃貸借権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他 93 件です。

設定面積は、田 21 筆 15,857 m²、畑 189 筆 254,513 m²の合計 210 筆 270,370 m²で、颯娃地域 52 件、知覧地域 21 件、川辺地域 21 件となっております。

続きまして 98 号から 101 号の「使用貸借権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん 他 16 件です。

設定面積は、田 4 筆 909 m²、畑 40 筆 49,044 m²の合計 44 筆 49,953 m²で、颯娃地域 12 件、知覧地域 4 件、川辺地域 1 件となっております。

以上、全ての案件について確認しましたところ、その内容は市の基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていました。

説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号 22 番から 28 番については〇〇委員が、番号 58 番については〇〇委員が、

番号86番については〇〇委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、賃貸借利用権設定の番号22番から28番、58番、86番を除く案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに、御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、賃貸借利用権設定の番号22番から28番、58番、86番を除く案件並びに使用貸借利用権設定の全案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第43号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第43号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する、賃貸借利用権設定の番号22番から28番、58番、86番については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案第43号のうち、議事参与の制限に該当する

案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(〇〇委員, 〇〇委員, 〇〇委員 入室)

議 長 〇〇委員, 〇〇委員, 〇〇委員に報告いたします。議案第 43 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち, 議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に, 日程第 10 議案第 44 号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず, 現地調査員の御報告を求めます。宮原耕一委員お願いします。

宮原耕一
委 員

審議番号 1 番です。

申請人は, 三重県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は, 知覧町〇〇〇〇番〇, 田 583 m²で, 〇〇自治会の西側に位置します。

耕作しなくなって 35 年以上が経過し, 申請地を含め周辺一帯は湿地帯であり雑草が繁茂しています。現地の状況からして, 今後も耕作の見込みはなく, 復元して農地として利用することは困難であると判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで, 事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。
75 分からになります。

審議番号 1 番につきましては, 本市の非農地に係る取扱基準の非農地の基準, 第 5 条第 2 項 (ウ) 原野の規定の基づき, 雑木, 雑草の植生の状態及び土質等の状況を勘案したうえで判断したところであります。

説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問, 御意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問, 御意見がありませんので, 採決いたします。

議案第 44 号 非農地証明願いについては、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議長 次に、日程第 11 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かございませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議長 只今の件について、御質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議長 これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 2 年第 6 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 40 分